

会 議 録		令和 5 年 9 月 1 日作成	令和 9 年 3 月末日廃棄
会議名	京都府右京警察署協議会（令和 5 年度第 2 回）		
開催日	令和 5 年 9 月 1 日（金曜日）		
時 間	午後 4 時30分から午後 5 時25分までの間（55分）		
場 所	京都府右京警察署 道場		
出席者	大江会長、松岡副会長、朝尾委員、石田委員、臼井委員、梶原委員、 寺町委員、内藤委員、西脇委員、樋口委員、渡邊委員 （欠席 進藤委員、田中委員）		計11人
	署長、副署長、警務課長、刑事課長代理、広聴相談係長		計 5 人
諮 問 事 項	現場鑑識活動について		
会 議 内 容	1 会長挨拶	司会	副署長
	2 署長挨拶		
	3 協議	司会	副会長
	諮問事項説明		
	現場鑑識活動について～刑事課長代理		
	【委員】指紋や足跡採取について、実演を見せてもらったが、雨の日はどの ようにするのか。		
	【警察】雨の日は、乾かすなど別の方法で採取する。		
	【委員】指紋採取するのに、なぜ鉄粉なのか。		
	【警察】人間の油脂や血液などの成分を採取するのに、鉄粉で採取する。 また、汗の成分はアミノ酸であることから、鉄粉とは違う薬品で検 出する。		
	【委員】指紋採取から解決した事件など教えてほしい。		
【警察】最近では特殊詐欺事件で効果を示している。被疑者が触った封筒か ら、被疑者特定に至ったこともある。			
【委員】鑑識現場での留意事項を教えてほしい。			
【警察】鑑識資料を壊さないことである。 資料は壊れやすいことから、府民の方のみならず、警察官も立ち入			

り制限をする場合がある。

【委員】ニュースなどで、立入禁止の規制をしているのを見たことがある。

【警察】事件が大きくなれば大きくなるほど広範囲に規制をすることがある。

府民の皆さんに御迷惑をお掛けすることがあるが、理解してほしい。

【委員】足跡だが、靴下なども鑑定資料となるのか。また、採取する専用の資機材はあるのか。

【警察】詳しくは言えないが、資料となる。

【委員】他にどのようなものが資料になるのか。

【警察】壁に当てた耳の痕跡なども、耳痕も資料となる。

【委員】人の歩き方の特徴を捉え、捜査手法に取り入れていると聞いたことがある。

【委員】大学の講師の中には、歩行鑑定を研究していると聞いたことがある。

会 議
内 容 【委員】過去に交通違反をした際、交通反則告知書に押印の代わりに指印をしたことがあるが、犯罪データベースに登録されているのか。

【警察】登録はされていない。

【委員】体液には特殊なライトを当てるとのことであるが、ライトの種類はどれくらいあるのか。

【警察】光の波長で反応するため、無数にある。

【委員】今回は貴重な体験をすることができた。

【委員】地道な鑑識活動は、テレビでしか知らなかった世界であり、警察官の努力がよく分かった。

【委員】犯人が残した痕跡を証拠とし、早期に被疑者検挙に結び付く活動と理解できた。私たち地域住民が警察に協力する必要があると感じた。

4 事務連絡

令和5年度第3回目の協議会については、令和5年12月ころ開催予定とする。

以上

第2回京都府右京警察署協議会の開催状況

